

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：那賀町簡易水道事業特別会計

事業名	簡易水道事業		
事業開始年月日	昭和29年4月5日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名*	那賀町	職員数* (H19. 4. 1現在)	0
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	127円 (H18)	公営企業債現在高 (百万円)	866 (H18)
累積欠損金 (百万円)		利益剰余金又は積立金 (百万円)	32 (H18)
不良債務 (百万円)		財政力指数*	0.19 (H18)
資金不足比率 (%)	資金不足額なし	実質公債費比率* (%)	20.8 (H19)
		経常収支比率* (%)	89.8 (H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成17年3月1日 合併前市町村：鷺敷町・相生町・上那賀町・木沢村・木頭村 合併に際し、鷺敷町簡易水道事業特別会計、相生町西納野下原簡易水道事業特別会計、相生町大久保簡易水道事業特別会計、相生町延野簡易水道事業特別会計、上那賀町海川簡易水道事業特別会計、上那賀町平谷簡易水道事業特別会計、上那賀町小浜簡易水道事業特別会計、上那賀町桜谷簡易水道事業特別会計、上那賀町市宇簡易水道事業特別会計、木沢村坂州簡易水道事業特別会計、木沢村出羽簡易水道事業特別会計、木頭村簡易水道事業特別会計の12会計を「那賀町簡易水道事業特別会計」に統合。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 に \checkmark を付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	公的資金補償金免除繰上償還に係る那賀町簡易水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	那賀町長 坂口 博文
既存計画との関係	那賀町行政改革集中改革プラン H17～H21年度
公表の方法等	町議会へ報告、町ホームページにおいて公表
基本方針	本町は山間地で広大な面積に民家が点在する過疎町村で、簡易水道施設への設備投資額は、他町村と比べて大幅に割高となっており、また住民の平均所得が低くかつ、高齢化が著しいことにより企業会計の収支を均衡化させることは容易ではない。このため簡易水道事業においても、尚一層の経営改善に努め、中でも地方債については、補償金免除償還などの制度の利用、新規借入の抑制を行い、もって企業債残高と元利償還金の減額を図る。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	0	31	44	75
	補償金免除額	0	9	7	16
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額	0	0	0	0
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	0	0	0	0

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	簡易水道事業債	62,340	31,418	44,493	138,251
					0
					0
					0
合 計 (A)		62,340	31,418	44,493	138,251
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				0
					0
					0
					0
合 計 (B)		0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		62,340	31,418	44,493	138,251

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅱ 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>那賀町簡易水道事業における計画給水人口は合計10,030人であるが、現在の給水人口は7,267人となっている。年々人口が減少しており、今後も大幅な人口増はなく、人口による料金収入増は見込めない。また合併前の料金体系をそのまま引き継いでいるため、地区ごとに水道料金の差異があり、経営状況についても異なる部分がある。平成16年度中の市町村合併以降、様々な経営の改善化施策による維持管理経費減額を図った結果、一般会計からの基準外繰出金については平成18年度決算で前年比△55.6%の減額があった。また企業債の元利償還金については平成18年度決算では本会計における総支出の69.6%を占めている。だが平成19年度が支出のピークで、以降減少傾向にある。</p> <p>現在、簡易水道施設の新設は未定だが、既存施設の老朽化にともなう大規模改修工事による投資的経費の発生も予想される。</p> <p>また担当事務職員の人件費については、一般会計において他業務との兼任職員を配置しているため、本会計への影響はない。</p>
経営課題	<p>課 題 ①</p> <p>企業債元利償還金の減額</p> <p>公的資金補償金免除繰上償還等制度活用による高利率債の繰上償還。</p>
	<p>課 題 ②</p> <p>水道料金収入の現状維持</p> <p>過年度未収水道料金を督促状発送などで解消。 未納者への給水停止等による現年度以降の未収金発生防止。</p>
	<p>課 題 ③</p> <p>維持管理経費の抑制</p> <p>水質検査業務における業者を一括して指名競争入札。 検診業務をはじめ全14業務について民間実施。</p>
	<p>課 題 ④</p>
	<p>課 題 ⑤</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

（1）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円、％）

区 分		年 度	平成14年度 （計画前5年度） （ 決 算 ）	平成15年度 （計画前4年度） （ 決 算 ）	平成16年度 （計画前3年度） （ 決 算 ）	平成17年度 （計画前々年度） （ 決 算 ）	平成18年度 （計画前年度） （ 決 算 見 込 ）	平成19年度 （計画初年度）	平成20年度 （計画第2年度）	平成21年度 （計画第3年度）	平成22年度 （計画第4年度）	平成23年度 （計画第5年度）	
収 益 的 収 入	収益的収入	1 総 収 益 (A)	141	120	114	123	109	100	96	93	92	91	
		(1) 営 業 収 益 (B)	108	91	84	90	84	83	82	81	81	80	
		ア 料 金 収 入	84	84	83	87	83	82	81	80	80	79	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)											
		ウ そ の 他	24	7	1	3	1	1	1	1	1	1	
		(2) 営 業 外 収 益	33	29	30	33	25	17	14	12	11	11	
		ア 他 会 計 繰 入 金	32	29	30	33	25	17	14	12	11	11	
	イ そ の 他	1											
	収益的支出	2 総 費 用 (D)	115	94	107	84	79	77	71	68	66	65	
		(1) 営 業 費 用	67	49	77	43	43	44	44	44	44	44	
		ア 職 員 給 与 費			4								
		ウ ち 退 職 手 当											
		イ そ の 他	67	49	73	43	43	44	44	44	44	44	
		(2) 営 業 外 費 用	48	45	30	41	36	33	27	24	22	21	
ア 支 払 利 息		48	45	30	41	36	33	27	24	22	21		
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息													
イ そ の 他													
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		26	26	7	39	30	23	25	25	26	26		
資 本 的 収 入	資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)	48	50	116	94	40	89	55	33	35	31	
		(1) 地 方 債				30							
		(2) 他 会 計 補 助 金	47	49	116	49	40	89	55	33	35	31	
		(3) 他 会 計 借 入 金											
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金											
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金				15							
		(6) 工 事 負 担 金											
		(7) そ の 他	1	1									
	資本的支出	2 資 本 的 支 出 (G)	71	70	116	143	72	109	78	53	55	57	
		(1) 建 設 改 良 費	6	2	53	76	3	1	4	16	17	17	
		ウ ち 職 員 給 与 費											
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	64	68	63	67	69	108	74	37	38	40	
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金											
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金											
(5) そ の 他	1												
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		△ 23	△ 20	0	△ 49	△ 32	△ 20	△ 23	△ 20	△ 20	△ 26		

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
料金回収率※	(%)	54.2	60.0	53.5	66.9	63.8	48.8	61.8	86.0	86.0	84.0	
総収支比率(法適用)	(%)											
経常収支比率(法適用)	(%)											
営業収支比率(法適用)	(%)											
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	78.8	74.1	67.1	81.5	73.6	54.1	66.2	88.6	88.5	86.7	
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
繰入金比率	収益的収入分	(%)	40.5	37.2	20.6	40.2	38.5	16.0	20.3	26.7	23.9	26.2
	うち基準内繰入金	(%)	30.4	28.2	10.3	25.6	27.7	16.0	20.3	26.7	23.9	26.2
	うち基準外繰入金	(%)	10.1	9.0	10.3	14.6	10.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち赤字補てん的なもの	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	資本的収入分	(%)	59.5	62.8	79.4	59.8	61.5	83.9	79.7	73.3	76.1	73.8
	うち基準内繰入金	(%)	40.5	43.6	21.9	41.5	53.8	50.9	53.6	42.2	41.3	47.6
	うち基準外繰入金	(%)	19.0	19.2	57.5	18.3	7.7	33.0	26.1	31.1	34.8	26.2
	うち赤字補てん的なもの	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	料金設定については現状から変更しない。過年度未収金回収に努めることと、以後の未収金防止を図ることにより料金収入の現状維持を図る。ただし現実的に給水人口は減ることが予想されるため、17年度から18年度への給水人口の推移から推定する。17年度給水人口7483人→18年度給水人口7333人、で△150人(前年比△2%)となっている。世帯構成を2人世帯で想定し、水道料金については $\Delta 2\% \times 1/2$ で、毎年度、前年度比で1%減少することとする。
2 他会計繰入金の見込み	各水道施設ごとの繰入金算定基準に基づき、繰入金を算入する。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	簡易水道施設の新設予定はなし。ただし施設老朽化のため、大規模な改修も予想されるが。現時点では未定のため支出見通しには反映させず、年間の維持修繕経費として単独工事を毎年度1,650～16,000千円見込む。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	企業債の新規借入はなし。平成19～20年度に6%以上の公的資金債について補償金免除繰上償還を行う。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減 <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公務員の職員数の純減の状況 ○ 給与のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方 ◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方 ◇ 退職時特昇等退職手当のあり方 ◇ 福利厚生事業のあり方 	本会計においては、担当事務職員等の人件費は含んでいない。(※一般会計において他業務との兼任職員を配置。) <div style="position: absolute; top: 50%; left: 50%; transform: translate(-50%, -50%); opacity: 0.5; width: 100%; height: 100%; pointer-events: none;"> (This area is crossed out with a diagonal line in the original image.) </div>
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等 <ul style="list-style-type: none"> ○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組 ○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用 	課題③に対する施策 平成17年度において、各町村でそれぞれ異なっていた水質検査業務における業者を一括して指名競争入札することにより、業務におけるコストダウンが図られた。前年度と比較すると50%以上の大幅な減額効果となったため、平成19年度以降もこれを継続し、改善効果を維持させる。 また検討課題として、現在1月単位で行っている検針業務や納入通知事務を複数月単位で行い、コスト削減を図る施策も考えられるが、住民サービスの低下に直結し、漏水発見の遅れも想定されることから、計画年度中においても慎重に検討を行う必要がある。 課題③に対する施策 計画年度以前から検診業務をはじめ全14業務についてアウトソーシングを実施している。平成19年度以降もこれを継続し、改善効果を維持させる。

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
<p>3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保</p> <p>○ 料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組</p>	<p>市町村合併時の取決めでは、合併時は現行料金を引き継ぎ新町において調整することとなっていた。しかし合併後2年が経過した計画初年度においても、簡易水道施設単位で料金体系が異なる。この差異は各施設単位で建設時の費用の多寡や地理的歴史的要因、加入世帯数などの経営上の諸条件の違いがあることが要因である。ただし大部分の施設で共通しているのは、基準内繰入金のみでは独立採算が困難な点である。もし全般的な水道料金の引上げ、あるいは現在施設単位で考えている経営コストを会計全体でとらえ、使用水量あたりの負担額を平準化した新しい統一料金体系の設定が図れれば、一般会計からの基準外繰入金的大幅な減額は可能である。しかし前述の経営上諸条件の違いや過疎高齢化による住民一人あたりへの負担の大幅増、さらに都市部と比較して住民の所得水準が低いことなどから料金引き上げについては、慎重に検討を行う必要がある。なお売却可能な資産は保有していない。</p>
<p>4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入</p> <p>○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開</p> <p>○ 行政評価の導入</p>	<p>計画年度中に経営・決算状況について那賀町ホームページ上において公開できるよう努める。</p> <p>平成18年度より副町長及び各支所長等を構成員とする行政改革推進委員会を設置した。この委員会において施策や事務事業について計画を立てて実行しその成果を評価して、次の計画に反映させ行政資源の効果的な配分を行えるシステムを確立した。また評価結果については計画年度中に議会・住民に公表できるよう努め、行政の透明性の向上を図ることとする。</p>
<p>5 その他</p>	<p>課題－①に対する施策 平成19～21年度において公的資金補償金免除繰上償還等制度活用により高利率企業債の繰上償還を行い、新規借入債を抑制し元利償還金の縮減と、企業債残高の減額に努める</p> <p>課題－②に対する施策 平成19年5月末で330万円程度ある過年度未収水道料金を督促状発送などで解消に努め、利用者へ口座振替による水道料金払込を推奨し、未納者への給水停止等も検討することで、現年度以降の未収金発生を防止する</p>

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

- 2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	本会計においては、担当事務職員等の人件費は含んでいない。（※一般会計において他業務との兼任職員を配置）
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	本会計においては、繰越欠損金なし。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	公的資金補償金免除繰上償還制度等活用による高利率企業債の繰上償還や、新規借入債を抑制することで、企業債元利償還金は計画年度中毎年度数千円から1億円強の減額が図られる。これに伴い一般会計からの繰出金そのものについては減額が見込まれる。（繰上償還年度である平成19、20年度は除く。）だが人口減による料金収入の自然減に伴い、経営補助的な繰出金の増額が発生することが予想され、平成18年度決算額と比較するとわずかではあるが基準外繰出金は増加する傾向にある。（平成17年度決算以前と比較すると減少）これについては平成18年度決算時点で、維持管理費等の抑制は相当額図られているためやむを得ないと考えが、平成19年度以降も可能なかぎり管理費の抑制に努め、基準外繰出金の増額幅を縮小し計画5年度には基準年度を下回ることとする。
4 その他	平成17年度から実施している水質検査業務についての指名競争入札を平成19年度以降も継続して実施し、改善効果の継続を図る。平成18年度決算時では約3百万円ある過年度分滞納水道料金について、督促状を発送することで回収につとめ、滞納者には給水停止措置を執ることで計画年度中の滞納発生を抑制する。

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
【収入の確保】													
	料金改定率												
	改善額(料金の適正化)※1												0.0
4	未収金の徴収対策							督促状発送等	督促状発送等	督促状発送等	督促状発送等	督促状発送等	
	改善額							0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	2.1
4	一般会計負担金の額												
	改善額(負担金の確保等)												0.0
	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)												0.0
	その他()												
	改善額												0.0
【経費の削減】													
	職員給与費の適正化												
	職員給与費(退職手当以外)	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	
	改善額												0.0
	給与水準												
	改善額												0.0
	その他()												
	改善額												0.0
	職員給与費(退職手当)	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	
	職員数(人)	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	
	増減数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
4	維持管理費等				水質検査入札等	水質検査入札等		水質検査入札等	水質検査入札等	水質検査入札等	水質検査入札等	水質検査入札等	
	改善額(適正化)				4.9	5.4	10.3	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4	27.0
	工事コスト※2												
	改善額(縮減額)												0.0
4	その他(郵送料削減)				検計時領収書配布	検計時領収書配布		検計時領収書配布	検計時領収書配布	検計時領収書配布	検計時領収書配布	検計時領収書配布	
	改善額				0.25	0.25	0.5	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	1.3
	累積欠損金比率												
	増減												
	企業債現在高	1,107	1,039	952	935	866		758	685	648	609	569	
	増減		△ 68	△ 87	△ 17	△ 69		△ 108	△ 73	△ 37	△ 39	△ 40	
	計画前5年間改善額 合計						10.8						30.4
	(参考) 補償金免除額												16

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 ※1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

注3 ※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

注4 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

注5 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口(千人)	7.5	7.4	7.3	7.5	7.3	7.3	7.2	7.2	7.1	7.1
年間総有収水量(千m ³)	864.3	863.1	896.8	856.8	826.1	817.8	809.6	801.5	793.5	785.6
公称施設能力(m ³ /日)	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6
1日最大配水量(m ³ /日)	4.3	4.1	4.0	4.4	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1
最大稼働率(%)	119.4	113.9	111.1	122.2	113.9	113.9	113.9	113.9	113.9	113.9
供給単価(円/m ³)	97	97	93	102	100	100	100	100	101	101
給水原価(円/m ³)	207	188	190	176	179	226	179	131	131	134

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

那賀町で現在検討できる統合計画は、「各施設の統合」あるいは「料金の統一」の2つである。「各施設の統合」は、地形的に厳しく、後々の保守管理も見通しが明るいものでない。また、経費も莫大となることが予測される。「料金の統一」は、町内で生じるであろう格差が非常に大きく、その格差を補う方法が必要と考える。以上に加え、統合計画を実施すると「上水道」になることも課題となるため、本計画期間中に結論を出すべく検討を進める。

